

## 議 事 録

会議の名称	平成27年度 笠間市情報公開等審査会議事録		
開催日時	平成27年5月21日(木) 午前10時～		
開催場所	笠間市役所本所 2階 小会議室	事 務 局	総務部総務課 文書法制G
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>		傍聴者数
出席者	委員：栗原委員，植崎委員，鶴田委員，上野委員 担当課：高齢福祉課 武井主査，前野係長 事務局：岡野総務課長補佐，鶴田主査，宇野主幹		
議 題	<b>【審議】</b> 敬老事業の対象者名簿の提供について（継続審議） <b>【報告】</b> 平成26年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について		
議 事 （審議経過及び発言内容）			
1	開 会		
2	会長挨拶		
3	審議案件 「敬老事業の対象者名簿の提供について」の継続審議		
会 長	「敬老事業の対象者名簿の提供について」の継続審議につきまして，事務局のほうから説明をお願いします。		
	（事務局より継続審議となったことについて説明，指摘事項について担当課より説明）		
会 長	ありがとうございます。委員の皆様，御意見をいただきたいと思います。まず，指摘事項の1番の内容についてはいかがでしょうか。		
委 員	老人福祉法の規定についてもう一度説明してください。目の前にないと，どのような規定かわからないので，資料を出していただきたいのですが。		
担当課	今回は，法律の資料は用意していませんが，老人福祉法第5条第3項の内容をそのまま使用したものとなっております。		
委 員	もう一度条文を読んでもらえますか。		
担当課	（第5条第3項を読み上げる）		
委 員	第3項だけではなくて，全部読みあげてもらえますか。		
事務局	（老人福祉法第5条を読み上げる）		
委 員	そうすると，老人福祉法でも，国や地方公共団体ではなく，地域の団体等によって実施されるということを進めていくように，という内容になっているというわけでしょうか。		
担当課	その考え方は地方公共団体による部分もありますが，笠間市としては敬老事業が実施されるように，行政区などにやっていただくことを奨励していく形をとらせていただきたいと考えております。		
委 員	今のお話で「笠間市としては」とありましたが，他市町村はどのようになっているのですか。たとえば県とか，全国，全県では。		
担当課	県と全国という部分についてはちょっとわからないのですが，県内自治体の状況については，式典を実施していないところもあれば，1か所に集中して実施しているところもあ		

ります。逆に、笠間のように、いろんなどころでというところもあります。

委員 ということは、まだ多くはないということですか。早いほうなんですか。

担当課 笠間と同じように「各地域で」やるというところもいくつかあります。

委員 そういうところではどういう形態でやっているんですか。

担当課 地域により様々で、たとえば社会福祉協議会が主になっているところもあれば行政区が主になっているところもありますし、市が係わっているなど様々ですが、先進自治体などでは、今回の諮問のように、「交付金」という形でお渡しして、地域で独自に行っているところも多数挙げられています。

委員 やっぱりそれは委託ではなくて、交付金という形でやるということなんですね。

担当課 そうですね。

会長 先ほどの条文の内容というのを今回の情報提供に当たっての根拠としたい、という意味でのお話ということでよろしいでしょうか。

担当課 考え方としての根拠だと思っております。

会長 であれば、委員からもお話があったように、我々に資料の提供を頂けるとありがたいんですけども。

事務局 ただいま御用意いたします。

(事務局で条文準備。担当課が追加の資料を配布)

担当課 今ちょっとお配りさせていただきました資料ですが、一番上の平成26年度のものにつきましては、今まではこのような形で、市と実行委員会との連名という形で案内状を送らせていただいていたものになります。その次の2枚目の資料が平成27年度案です。従前のものと変わらないのですが、一番下のところに「市と実行委員会の協働事業として該当する方に通知しています。」という一文を加えさせていただこうと考えております。続きまして、3枚目なんですが、「敬老事業実施に伴う個人情報取扱いに関する誓約書」という形で、個人情報をそのまま渡しっぱなしにするということではなくて、今までは委託契約のなかで個人情報に関する取扱いについて規定していたものにつきまして、今回は各実行委員会のほうから「こういうことに注意します」という誓約書の形式で出させていただこうと考えております。

(事務局より法律条文配付)

会長 では、担当課からもう一度簡単に結構ですので、今配られた(老人福祉法の)資料に基づき説明していただけますでしょうか。

担当課 (老人福祉法の条文を読み上げる)特にこの第5条の第3項に記載されている「わけ隔てなく公平に招待することが重要である」と考え、それによって、対象者名簿を提供する必要があると考えました。また、この第5条第3項には「老人の団体その他のものによってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう」とありますが、その考え方として必ずしも地方公共団体がその敬老事業を行わなければならないということではなく、その地域の団体が敬老事業を実施することについて協力、支援等を行うということが読み取れますので、そういったことから笠間市としては、行政区で実施していただくことが地域のコミュニティなどにつながると考えておりますので、行政区等で実施していただくことに対して最大限協力させていただくという形を考えております。

会長 ありがとうございます。その結果として、個人情報を提供することになるわけですね。委員の皆様いかがでしょうか。

委員 老人福祉法の規定は一般的な規定なので、これをもとにすると、そもそも法令で許され

ているということまでいってしまうと思うので、これと前回の諮問のときにあった住民基本台帳法で閲覧が許容されている部分があるということなので、この2つくらいの法令上の根拠と、誓約書にあるように、情報を渡した先において漏えい等の無いよう十分な策を講ずる、終わったら返してもらうなどの条件を付けるというようなことを根拠として、笠間市個人情報保護条例第9条第2項第8号の特に必要性があると認めるということでしょうか。

住民基本台帳法の規定のほうで（敬老事業実施のため）見ることは許されている。また、開示する情報も住民基本台帳に記載されている住所、名前と年ですからね。これは閲覧と書いてありましたが、この根拠と、老人福祉法の趣旨と、それから実際漏えい等の無いよう対策をとったり名簿を返してもらうという条件を付けるということ根拠として、市に対しては、第9条第2項第8号の特に必要性があると認めてよろしいと、私は思うのですが。

会 長 ありがとうございます。担当課のほうに御質問はありますか。

委 員 よろしいですか。この誓約書なんですけど、実際に情報を取り扱うのは管理責任者ですか、それとも代表ですか。これは代表からもらうわけですが、誰が実際に責任を負うのですか。代表者と管理責任者は一緒なんですか。

担当課 管理責任者は、実行委員会の委員長と考えているんですが。

委 員 委員会は責任を負うというと、漠然としちゃうから、情報を管理する人は誰かというの明確にしておいたほうがよいと思います。委員長でもいいですけど、「その人が責任を負う」としておかないと、3人とか5人とかでやる場合に、「誰」が何かあったときに責任をとるんですかということになってしまうと思います。それから第4番目の「笠間市個人情報保護条例の規定と同様の取扱い」というのは、どういうことになるのでしょうか。同様の取扱いというのは。

担当課 今まで委託でやっていた流れで、条例上の罰則規定が適用となっていたんですが、そこまでのものではないのですが、これと同様の考え方でやっていただきたいということでこの表現としました。

委 員 個人情報保護条例の規定と同様の取扱いとありますが、「条例」というのがちょっと漠然としているんですよね。

委 員 読み方によっては、今までと同じということですが、罰則を言ってるんですかね。33条以下には委託を受けて個人情報を管理していたものが正当な理由がないのにそれを外部に漏らしたときは懲役とか罰金とか書いてありますよね。そこまでのことは意味しないのですか。

担当課 この部分はちょっと漠然とした表現になっているんですが、今まで第25条で「委託されたものに対し適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない」としていたことについて、今後は、委託ではないんですが、委託と同様に考えて従事していただいて、知りえた情報を取り扱わなければならないという部分を表したいと思い、規定しました。

委 員 情報の漏えいがないよう十分に注意してくださいというような趣旨を盛り込みたかったということですよね。第33条以下に「実施機関から委託を受けて個人情報を取り扱う事務に従事しているもの」というのがあって、委託とかだと第34条のほうで個人情報を漏らした場合に罰則規定があって、前の形態だと委託だから罰則の適用があったんですよね。とすると、条例の規定と同様の取扱いをするというのは、確かに紛らわしいんですよ。

ね。どこまでを誓約しているのか、罰則の適用も受けますよという誓約なのか。実際には委託契約がなければ罰則の適用は無いので、条例の規定と同様というのは、条例の規定に従って情報漏えいをしないようにという意味であれば、「条例の規定と同様の取扱い」という表現ではなくて、もっと表現を工夫したほうがいいのではないのでしょうか。

委員 担当課に聞きたいのは、第25条第2項に、今回は委託ではないですけども、「委託を受けた者は当該事務に関して知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ又は他の目的に使用してはならない」ってありますよね。これを言いたいということなんでしょうか。

担当課 この部分は適切な管理に努めていただきたいということを想定しているんですが。

委員 適切な管理というのは2のほうにありますよね。実行委員会は、ということで書いてあるんですけどもこの中に入っていると思うんです。これがあって、4番のほうでこの規定と同様の取扱いってというのは、25条のことかなと思ったんですけど、違うんですか。規定と同様というと、罰則とかいろいろ定めてありますので、条例の内容自体ね、一般的に私たち市民は知らないですよ。だから「同様の取扱いをすること」と言われても、どういことを言われているのかわからないですよ。

会長 ほかに質問ございますか。

委員 この誓約書の内容について、実際に敬老事業を担当された経験のある委員の御意見も伺いたいのですが。

委員 私の地区は他地区とはやり方が違うのですが、まず対象者ははっきりしないとできないということがあります。ですから名簿というのは必要になります。社会福祉協議会の地区支部からは会場を用意して実施してほしいと言われていますが、私の地区では(訪問して)粗品を配っているだけなんです。ある程度の誓約はしょうがない部分はありますけども、ただ言葉はね。笠間市個人情報保護条例についてはね、罰則まで適用しないのであれば、そのあたりはきちんとしておかないといけないと思います。敬老事業を遂行するための個人情報ですから、取扱いについては確実にしなければならないところですが、敬老会の実行委員会の立場としては情報を提供してもらいたいという意見です。

会長 当事者という立場からして、この誓約書案の内容はいかがでしょうか。

委員 4項のところはわかりづらいと思います。条例のしぼりが届かないところがあるにも関わらず全部だと言い切ってしまうという部分ですね。そのあたりは整理する必要があるかと思いますが、あとは特に、この事業を遂行するためにはやむを得ないかなと。

会長 では、もう質問がないようであれば、担当課のほうは退席していただいて、答申に入りたいと思うのですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、担当課のほうは退席いただいて結構です。

(高齢福祉課退席)

会長 では、引き続き審議を継続します。法令の根拠といったところは皆様のほうで御了解はいただいたと思うのですが、誓約書の内容、特に最後の部分について具体性に欠けるといいう御指摘がありましたのでこれをどのように修正すべきかというところですが御意見をいただいてよろしいでしょうか。

委員 誓約書について、1つめは情報の管理責任者というものをきちんと定めたほうがいいだろうということ、2つめは「笠間市個人情報保護条例と同様の取扱いをする」というのはやはり漠然としていて、まずいだろうと。ちょっと文章を考えたほうがよいと思いますね。

会長 ありがとうございます。他の委員さんは、何かありますでしょうか。

委員 私も、法律のほうで、これを実施するのが、市民や団体でもいいとされていることを知らなかったものですから、市民が「やらされている」と思っているのは「やってくれるものだ」と思っているからですね。だから「そうじゃないよ」ということを何回も説明しながら移行していくという流れなのかと。というのもありますので、やむを得ないかなと。他の委員のおっしゃるように、条例によって認められるとしてよいのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。そのほかの委員さんはいかがでしょう。

委員 他のお二人と同様の意見です。

会長 それでは、暫時休憩いたします。

(休憩中に答申案が配布される)

会長 それでは、休憩を解きまして審議を再開したいと思います。配布された答申案について、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局から答申案について説明)

会長 ありがとうございます。委員の皆様、いかがでしょうか。

委員 2つほどあるんですけど、1つは1枚目の一番下から2行目なんですけど、「敬老会実行委員会と協働して」とあるんですが、この「協働」はこの字でいいんですか。

事務局 そうですね。「協働」という字を使用しています。

委員 最近の行政の取組みとして、行政が全部やるのではなくて、「市民と一緒にやっていく」という意味の「協働」という言葉が使われているんですよ。

委員 そうなんですか。それならば大丈夫です。2つめは、2枚目の留意事項の2行目ですね。「事業対象者に対してその名簿に基づいて招待している旨周知する」というのは、招待状などを出す場合にそこに書いてくださいってということですか。

事務局 そうですね。先ほど配布された招待状があったと思うんですが、「笠間市と敬老会実行委員会の協働事業として対象の方に通知しています」という文言が書いてあるんですが、こういった形で行っていただければということなんですが。

委員 通知は、「笠間市から提供を受けた名簿に基づいて作成しました」というのを書けということですか。

事務局 そこまで求めるものではなくて、あくまで今年から委託契約ではなくて、「笠間市と実行委員会の協働事業」として実施している、という旨の内容を記載していただくというものです。

委員 であるならば、このままだと違うんじゃないですか。これだと「名簿に基づいて通知している」との趣旨には取れないですね。

事務局 そうですね。申し訳ありません。

委員 「協働事業として実施している事業です」とか、そういう事業の性格を周知させるのであればそういった書き方にしないと、これは「招待しているのは市から提供を受けた名簿に基づいて招待しています」という名簿のことだけなんで、市と協働で実施している事業なんだということをもっと明確に表現しないと。名簿のことを言ってるように読めますから。制度の趣旨を説明するようになさっていただきたいと思います。

事務局 ここは訂正いたします。

会長 ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。

委員 特にありません。

会長 では、私のほうから1点。2枚目のですね、真ん中のあたり。「終了後は名簿を返却さ

せるなどの条件を」とあるんですけれども、それが先ほど見せていただいた誓約書案になるかと思うんですけれども、具体的にこれをここに載せてしまっはいかがでしょうか。

事務局 誓約書を徴する、ということ載せるということでしょうか。

会長 はい。委員の皆様はいかがでしょう。

事務局 「誓約書を徴して」という言葉を入れるということですね。

会長 では、先ほどの誓約書の案をですね、少し修正していただくということと、答申案の内容を若干修正していただきます。前回と同じようにその後は、できたものを郵送していただくということ。

事務局 郵送したものに皆様の印をいただきまして、同意をいただけましたらその形を答申とさせていただきます。

会長 これまでやっていた敬老会実施委託について前回契約書というのをいただきましたが、この中に「秘密の保持等」というところがあるんですけれども、第7条に。ここはもう具体的に「個人情報保護条例第25条に基づき」というのがあるんですけれども、これと先ほどまでお話していた誓約書案の具体性がないんじゃないかというのが、この辺をちょっと参考にしていただければと思うんですが。

事務局 そうですね。これからは委託契約ではないので契約書はもらえませんが、27年度からは誓約書をもらって、個人情報については取り扱う、という形に文面を変えたいと思います。

会長 では、御意見がなければ、こういった形で案を修正していただいて、一度委員の皆様にご目を通していただいて、問題がなければ進めていただくと、したいと思います。

#### 4 報告案件 情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

会長 何か質問等ございますでしょうか。

(特になし)

会長 御質問等がないようですので、次に進みます。

#### 5 その他 [審査会に関する説明及び連絡事項]

会長 次に、次第の「5 その他」として、報告の内容に関わらず、何か御意見御質問等ございましたら、お願いいたします。

(特になし)

会長 よろしいですか。それでは、御意見もないようですので、本日の審査会は終了したいと思います。

#### 6 閉 会